



熊本労働局発表  
(局長：徳田 剛)  
平成 29 年 8 月 24 日

【照会先】  
熊本労働局雇用環境・均等室  
室 長 松永 涼子  
室 長 補 佐 平島 輝代  
労働紛争調整官 上村 太介  
(電話) (096) 352-3865

報道関係者 各位

## 平成 28 年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果 ～ 通報・届出件数、虐待が認められた件数ともに減少 ～

熊本労働局では、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った使用者に対して講じた措置などについて取りまとめました。

これは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づくもので、平成 28 年度(28 年 4 月から 29 年 3 月まで)分を取りまとめたものです。

- 1 通報・届出のあった事業所は 17 事業所で、前年度から 22.7%減少。通報・届出の対象となった障害者も 19 人となり、前年度より 36.7%減少(前年度比 11 人減)。(資料 1 - (1)、1 - (2) 参照)
- 2 使用者による障害者虐待が認められた事業所は 4 事業所で、前年度より 76.5%減少(前年度比 13 事業所減)。(資料 2 - (1) 参照)
- 3 虐待が認められた障害者は 6 人で、前年度比 75.0%減少(前年度比 18 人減)。(資料 2 - (2) 参照)  
障害種別 (身体障害 1 人、知的障害 1 人、精神障害 4 人)  
虐待の種別 (心理的虐待 1 人、放置等による虐待 1 人、経済的虐待 4 人)
- 4 使用者による虐待が認められた場合に熊本労働局がとった措置数は 4 件。  
その内訳は、以下のとおりであった。

(1) 労働基準関係法令に基づく指導等	2 件
(うち最低賃金法関係)	2 件)
(2) 障害者雇用促進法に基づく助言指導等	2 件

## 平成 28 年度における使用者による障害者虐待状況

### 1 平成 28 年度における使用者による障害者（注）虐待の通報・届出の状況

#### （1）労働局に通報・届出の寄せられた事業所数

通報・届出のあった事業所は 17 事業所で、27 年度の 22 事業所に対し、5 事業所（22.7%）減少した。「把握の端緒」別にみると、労働局等への相談が 14 事業所と最も多く、27 年度より 4 件増加した。

（単位：事業所）

把握の端緒	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
県からの報告	1	1	0
労働局等への相談	14	10	3
労働基準監督署の臨検監督等で把握	2	11	8
合 計	17 (-22.7%)	22	11

（ ）内は対前年度比

（注）障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる。（障害者基本法第 2 条第 1 号から引用）

## (2) 通報・届出の対象となった障害者数の内訳

通報・届出の対象となった障害者数は 19 人で、前年度の 30 人に対して 11 人減少した（前年度比 36.7%減少）。

「虐待種別」でみると、経済的虐待が 10 人（52.6%）と最も多いが、27 年度より 11 人減少し、次いで心理的虐待が 9 人（47.4%）で、前年度より 5 人増加した。

（単位：人）

通報・届出対象の障害者		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
		19（-36.7%）	30	24
虐待種別 (注)	身体的虐待	3	4	0
	性的虐待	0	0	1
	心理的虐待	9	4	3
	放置等による虐待	4	4	0
	経済的虐待	10	21	21
	延べ合計	26	33	25

（ ）内は対前年度比

(注) 通報・届出の対象となった障害者の虐待種別（※）については、重複しているものがあるため、通報・届出対象者の障害者数と合致しない。

※ 障害者の虐待種別（障害者虐待防止法第 2 条第 8 項）

- ・身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ・放置等による虐待：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ・経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 使用者による障害者虐待が認められた事案の状況

### (1) 虐待が認められた事業所数

平成 28 年度に通報・届出のあった 17 事業所のうち、労働関係法令に基づき調査などを行い、使用者による障害者虐待が認められた事業所は 4 事業所（前年度から 13 事業所減）であった。

(単位：事業所)

把握の端緒	平成 28 年度	平成 27 年度
県からの報告	0	1
労働局等への相談	2	5
労働基準監督署の臨検監督等で把握	2	11
合計	4 (-76.5%)	17

( ) 内は対前年度比

### (2) 虐待が認められた障害者数

使用者から何らかの虐待を受けていたと認められた障害者数(以下「被虐待者」という。)は 6 人（前年度から 18 人減）であった。

「障害種別」にみると、精神障害者が 4 人と最も多く、「虐待種別」でみると、経済的虐待を受けた障害者が 4 人と最も多くなっており、全体の 66.7%を占めている。

(単位：人)

虐待種別	人数	障害種別				
	計 6	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
身体的虐待	0					
性的虐待	0					
心理的虐待	1			1		
放置等	1	1				
経済的虐待	4		1	3		

(3) 被虐待者 6 人の性別については、男性 3 人、女性 3 人であった。

#### (4) 被虐待者の年齢構成

被虐待者の年齢構成は下表のとおりであった。

(単位：人)

年 齢	平成 28 年度	平成 27 年度
～ 17 歳	0	0
18 歳～19 歳	0	0
20 歳～29 歳	0	10 (2)
30 歳～39 歳	1	6
40 歳～49 歳	2 (1)	3 (1)
50 歳～59 歳	1 (1)	5
60 歳 ～	1 (1)	0
不明・未確認	1	0

( ) 内の数字は女性の人数で、内数である。

### 3 虐待に対する労働局の指導等の状況

使用者による虐待が認められ、熊本労働局が指導等を実施した件数は 4 件であり、その内訳は以下のとおりであった。

- (1) 労働基準関係法令に基づく指導等 2 件
  - うち労働基準法関係 0 件
  - うち最低賃金法関係 2 件
  
- (2) 障害者雇用促進法に基づく助言指導等 2 件

#### [具体的な指導例]

最低賃金法に基づく指導	労働時間が適正に把握されていないとの情報提供をもとに監督指導を実施したところ、障害者である労働者に対し最低賃金を下回る賃金しか支払っていなかったことが判明したため、事業主に対して是正指導を行ったもの。
障害者雇用促進法に基づく助言指導等	同僚労働者から障害者である労働者に対して身体的虐待、心理的虐待があったこと的事实を確認したものの、使用者が、同僚労働者に対して注意を行ったのみで根本的な問題解決を行わず、「放置などによる虐待」の事実が認められたことから、職員研修の実施、障害者の支援体制の整備について指導を行ったもの。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

〈平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行〉

### 目的

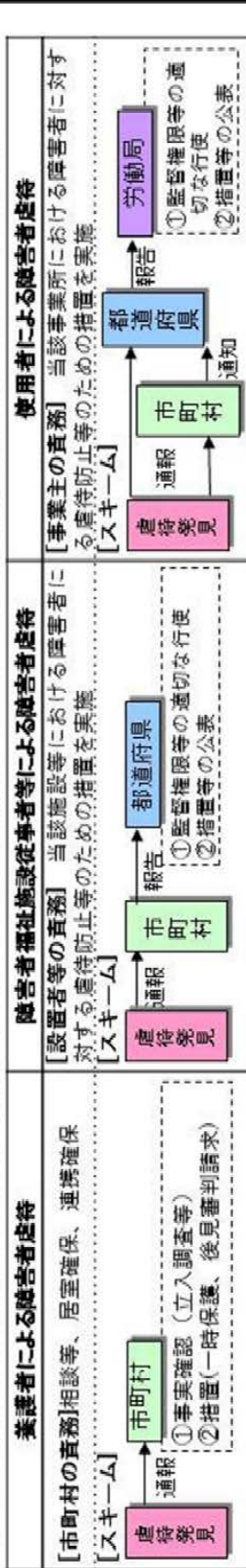
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にあって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

### 虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

### その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利保護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害児には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害児にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。